

平成27年6月5日  
北海道管区行政評価局

# 国の債権管理等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

## －北海道内の事例－

総務省では、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について平成27年6月5日に関係府省に勧告しました。

北海道管区行政評価局は、平成26年4月から7月までの間、北海道内における実地調査（北海道財務局、北海道森林管理局、北海道開発局、同札幌開発建設部、同旭川開発建設部）を担当しており、当該調査により把握した事例が上記勧告に反映されました。その主な事例は以下のとおりです。

### 【本件連絡先】

総務省北海道管区行政評価局  
第一部次長 馬場秀生、第一部評価監視官 神尾謙二  
電 話：011-709-1804（直通）  
ファクス：011-709-1843

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.htm)

（注） 北海道管区行政評価局の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、「総務省行政評価局内閣、総務、規制改革等担当室  
電話：03-5253-5441（直通）」合田（ごうだ）、西中須、伊東に御照会ください。

# 国の債権管理等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 (概要)

## 背景等

- 平成25年度末の国の歳入金債権の現在額は、約8.2兆円。このうち、履行期限到来債権の現在額は、約2.7兆円
- 国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保し、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにするためにも重要
- 平成19年6月、①マニュアルの整備、②情報開示の充実、③滞納の拡大防止などを総務省が全府省に対して勧告

勧告日：平成27年6月5日

勧告先：11府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 抽出機関数：15府省等92機関

※ 抽出債権案件：2,469件 < 約382億円 >

うち指摘案件数：231件(約10%) < 約7.4億円(約2%) >

## 適切かつ効率的な債権管理の一層の推進

### 《主な勧告事項》

#### 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

- 回収業務、不納欠損処理の早急な実施
- リスト化による進行管理等の実施
- 定期的な情報開示の充実（不納欠損処理の事由等の公表）

#### 滞納の拡大防止対策の的確な実施

- 住基ネット活用の対象範囲及び回数の拡大
- 滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置
- 勤務先の情報を取得する仕組みの構築

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(1)

## 主な調査結果

### 国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施(3府省等11事例)

報告書P35、P50

北海道内の事例 ⇒ 2機関2事例(報告書P50、P51)

北海道開発局札幌開発建設部 3,213,000円

北海道森林管理局 122,800円

#### ○ 北海道開発局の事例概要(報告書P51)

北海道開発局札幌開発建設部は、平成19年4月に3件の看板に係る道路占用料(535,000円)について、債務者(個人)との道路敷地境界等のトラブルが原因で支払いを拒絶されている。

このようなことから同建設部では、19年度を最後に、道路占用の許可を行っていないが、総務省の職員が26年7月に現地調査を行ったところ、看板は未だに撤去されておらず、道路を不法に占有している事実が判明している。

同建設部は、このような不法占有者に対して、少なくとも道路占用料相当分(当省試算3,213,000円)の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得し、本来であれば、当該債権についても債権管理簿に登載する必要があるが、当省の調査時点(25年度末)において、これを行っておらず、債務者に同額を請求するなどの適切な債権管理を行っていない。

同建設部は、本件について、不法占有者との間で道路敷地境界に関する問題解決を図った上で、他の道路占用許可を得ている者との不均衡が生じないように、不法占有物を撤去するよう指導を行い、不法占有の解消に努めていくとしている。

#### ○ 北海道森林管理局の事例概要(報告書P50)

北海道森林管理局は、貸付契約(宅地敷)の不更新後に不法占有が行われた事例について、貸付料相当分の請求を行っていない。

## 勧告

回収見込み有

回収業務の  
早急な着手

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(2)

## 主な調査結果

債務者の所在が不明であるが、関係機関に速やかな照会を未実施(7府省等15事例)

報告書P36、P59

北海道内の事例 ⇒ 1機関1事例(報告書P59)  
北海道開発局札幌開発建設部 8,964円(物件使用料債権)

債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない(4府省等7事例)

報告書P36~37、P65

北海道内の事例 ⇒ 1機関1事例(報告書P65)  
北海道開発局札幌開発建設部 5,359円(物件使用料債権)

## 勧告

回収見込み有

回収業務の  
早急な着手

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(3)

## 主な調査結果

債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない(3府省等4事例)

報告書P39、P120

北海道内の事例 ⇒ 1機関1事例(報告書P120)

北海道森林管理局 1,791,728円(損害賠償金債権)

- 北海道森林管理局では、国有林の盗伐に係る損害賠償金債権について、債務者からの弁済が滞っていたところ、債務者は、平成23年11月に支払う意思を示した書面を送っていたが、その後も弁済はないまま、25年2月から生活保護を受給している旨を申し出ている。

生活保護受給者のように債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときは、一括での返済が困難であるため、債権管理法に基づき、履行延期の特約を行い、債権を分割して納付させることができるが、北海道森林管理局では、その措置を講じていない(報告書P123)。

債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施(10府省等24事例)

報告書P37、P71、P80

北海道の事例 ⇒ 1機関1事例(報告書P71、P80)

北海道開発局札幌開発建設部 3,102円(物件使用料債権)

## 勧告

回収見込み有

回収困難

回収業務の  
早急な着手

不納欠損処理  
の早急な実施

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(4)

## 主な調査結果

督促や強制履行を実施しないまま消滅時効が完成し、  
債権回収が困難(10府省等160事例)

報告書P36、P38、P55、P110

北海道の事例⇒2機関4事例(報告書P55、P110～P114)

北海道開発局札幌開発建設部 535,000円(物件使用料債権)

北海道開発局旭川開発建設部 24,640円(物件使用料債権)

北海道開発局札幌開発建設部 2,000,000円(公共事業費受益者等負担金債権)

北海道開発局札幌開発建設部 23,255円(物件使用料債権)

有効な時効中断措置を講じず、債権を時効消滅させた機関

勧告  
リスト化による  
進行管理等の実施

不納欠損処理の  
事由等の公表

(上記4事例のうち、報告書記載の事例概要(報告書P58))

北海道開発局札幌開発建設部は、平成19年4月に3件の看板に係る道路占用料(535,000円)について、同年7月の履行期限到来後も弁済がなかったため、19年11月と21年11月の2回未納通知書を発行し、文書による催告を行っている。しかし、債務者(個人)とは、以前から道路敷地境界等を巡ってトラブルになっているとして、支払いを拒絶されており、平成19年度以降の弁済はない。

同建設部では、このように債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、督促状を一度も送付しておらず、本債権は、国税滞納処分の例による強制徴収を行わないままに、24年8月に消滅時効の5年が完成したとして、不能欠損処理を行っている。

本件については、債権発生後に、債務者からの弁済の意思は示されていないことから、適時適切に滞納処分の前提となる督促状を送付し、滞納処分を実施することにより、その後の債権回収を進められた可能性がある。

一方、北海道森林管理局においては、物件貸付料債権(64,021円)の滞納発生後に訴訟を提起したところ、確定判決前に、債務者から自主的に全額の弁済を受けている事例がみられる(報告書P90)。

(本資料1(1)記載の北海道開発局札幌開発建設部の事例と同一の事例を別の観点で指摘したものである。)

## 2 滞納の拡大防止対策の的確な実施

### 主な調査結果

労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネット(※)の活用に拡大の余地あり(厚生労働省)

報告書P145、P151

※ 住民基本台帳ネットワークシステムのこと。受給者データと同システムのデータを突合させて、生存確認を行うことができる。

道路占用料を滞納しているが、道路占用の更新を認め、滞納額を拡大(国土交通省6国道事務所等9事例)

報告書P145、P153

北海道の事例 ⇒ なし

国有地の貸付料等を滞納しているが、使用の継続を認め、滞納額を拡大(2府省7事例)

報告書P146、P157

北海道の事例⇒1機関1事例(北海道森林管理局(報告書P157))  
北海道森林管理局 20,323,900円(物件使用料債権)

債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難(4府省27事例)

報告書P147、P165

北海道の事例 ⇒ 2機関2事例(報告書P165～P166)  
北海道森林管理局 92,100円(物件貸付料債権)  
北海道開発局札幌開発建設部 23,255円(物件使用料債権)(注)  
(注)本資料1(4)記載の北海道開発局札幌開発建設部の事例と同一の事例を別の観点で指摘したものである。

### 勧告

住基ネット活用の対象範囲及び回数の拡大

滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置

勤務先の情報を取得する仕組みの構築

# 参考 調査対象とした債権の概要 (その1)

## 1 調査対象案件の債権額 (平成25年度末時点)

国の債権の現在額 **8.2兆円**

うち履行期限到来額 **2.7兆円**

うち年金保険料除く **4,247億円**

うち調査対象機関 (92機関) **1,298億円**

うち調査対象案件 **333億円**

不納欠損額等 (581案件) **49億円** + 調査対象案件全体 (2,469案件) **333億円** = **382億円**

指摘案件 (231案件) **7.4億円**

このうち、4.7億円は消滅時効が完成しているため、回収困難

**主な債権**

最大のものは、独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 (2.6兆円)。  
 ほかにも、国民年金の保険料債権 (1.7兆円)、道路事業資金収益回収特別貸付金債権 (4,500億円) など

**主な債権**

- ① 保険料債権 (2,692億円:63.4%)  
 事業者等から徴収する労働保険料、健康保険料、児童手当拠出金など
- ② 損害賠償金債権 (907億円:21.4%)  
 交通事故、通勤災害等の加害者への求償債権、契約の債務不履行を原因とした違約金など
- ③ 返納金債権 (242億円:5.7%)  
 恩給、雇用保険給付、労災保険給付等の過払いによる返納金、職員への給与過払いによる返納金など



# 参考 調査対象とした債権の概要（その2）

## 2 調査対象案件2,469件の抽出方法

調査対象機関(92機関)ごとに、以下の債権を抽出

履行期限が到来している債権  
(平成25年度末)

- ① 債権額の大きいもの  
(上位10件)
- ② 債権の発生時期の古いもの  
(上位10件)

など 計1,888件

不納欠損処理等を行った債権  
(平成23～25年度)

- ① 不納欠損処理を行った債権  
(金額上位3件)
- ② 強制履行の請求又は滞納処分  
を行った債権 (金額上位3件)

など 計581件

2,469  
件

## 3 各府省等別の調査対象案件及び指摘した案件の内訳

(単位:件、万円)

府省等名	調査対象案件		指摘した案件	
	件数	債権額	件数	債権額
内閣府	28	36,848	5	521
公正取引委員会	27	540,679	0	0
国家公安委員会 (警察庁)	6	224	3	30
総務省	190	36,482	26	2,710
法務省	67	140,693	1	7
外務省	68	170,565	40	3,606
財務省	196	220,729	1	3
文部科学省	9	22,956	1	7,969
厚生労働省	685	689,194	38	38,915
農林水産省	112	120,983	19	3,312
経済産業省	69	44,634	1	21
国土交通省	543	1,260,164	45	911
環境省	37	24,711	15	3,405
防衛省	116	170,171	25	751
日本年金機構	316	342,467	11	12,174
<b>合計</b>	<b>2,469</b>	<b>3,821,541</b>	<b>231</b>	<b>74,336</b>

(注) 1 「調査対象案件」の「件数」は、当省が今回の調査対象として抽出した個別債権の数である。

2 「指摘した案件」の「件数」は、当省が今回の調査対象として抽出した個別債権のうち、債権管理上何らかの問題があるとして指摘した債権の数である。ただし、同じ案件に対してそれぞれ異なる観点で指摘を行っている場合も1件として計上している。

3 「指摘した案件」がある府省であっても、既に対応が図られている場合には勧告の対象としていない(国家公安委員会(警察庁)及び経済産業省)。